

一般競争（指名競争）契約参加者の資格基準

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程第4条第1項に規定する審査及び社会保険診療報酬支払基金における審査支払会計規程実施細則第41条等に規定する一般競争及び指名競争（以下「一般競争等」という。）に参加することができる者の資格を、次のとおり定めることとする。

第1章 建設工事

（一般競争等参加者の資格）

第1条 建設工事の一般競争等に参加することができる者は、別表1による土木工事業又は建築工事業の許可を受けた者（以下「総合工事業者」という。）及び同表の土木工事業又は建築工事業以外の工事業の許可を受けた者（以下「専門工事業者」という。）の区分に従い、次の表の建設工事の予定価格に応じて、それぞれ同表の等級に格付けされる資格を有するものとする。

区分	建設工事の予定価格	等級
総合工事業者	3億円以上	A
	6,000万円以上 3億円未満	B
	2,000万円以上 6,000万円未満	C
	2,000万円未満	D
専門工事業者	5,000万円以上	A
	1,300万円以上 5,000万円未満	B
	400万円以上 1,300万円未満	C
	400万円未満	D

（一般競争等に参加することができない者）

第2条 建設工事の一般競争等には、次の各号の一に該当する者は参加することができないものとする。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法第3条に基づく都道府県知事の許可を受けていない者

（一般競争等に参加させないことができる者）

第3条 契約事務取扱責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、そ

の事実があった後２年間、建設工事の一般競争等に参加させないことができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とするものとする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- 八 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

（申請方法等の公示）

第４条 契約事務取扱責任者は、申請方法等について公示するものとする。

（一般競争等参加資格審査申請書等の受付）

第５条 契約事務取扱責任者は、前条により建設工事の一般競争等の資格を得ようとする者（以下「建設工事申請者」という。）からの「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」（様式１）（以下「建設工事申請書」という。）については、期間を設け受付けるものとする。

- ２ 前項に拘らず、所定の期限までに建設工事申請書を提出できないとき、又は建設工事の一般競争等を実施するに当たり競争参加資格者が僅少で、他に競争に参加することができると思われる者があるときは、臨時に建設工事申請書を提出させることができるものとする。

（添付書類）

第６条 建設工事申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- 一 営業所一覧表（建設工事）（様式２）
- 二 工事経歴書
- 三 総合評定値通知書等（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。なお、平成１６年３月１日前に施行されていた建設業法第２７条の２第１項により申請者に通知された経営事項審査結果通知書を含む。以下同じ。）の写し

四 納税証明書の写し

区分	様式	証明の内容
個人の場合	国税通則法施行規則 別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書
法人の場合	国税通則法施行規則 別紙第9号書式その3の3	「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書

納税証明書の証明年月日については、「建築工事申請書」提出時以前の3か月以内のものとする。

（申請書等の保存期間）

第7条 契約事務取扱責任者は、建設工事申請書及び添付書類をその資格の有効期限まで保存しなければならない。

（等級の格付けの資格審査項目）

第8条 第1条に規定する等級に格付けされる資格の審査項目は、総合評定値通知書等の総合評定値（P）（以下「評定値」という。）とする。

（等級の格付けの方法）

第9条 等級の格付けは、次の表に掲げる区分ごとに評定値に応じる等級により行うものとする。

区分	評 点	等級
総合 工事 事業者	1,200以上	A
	1,000以上 1,200未満	B
	800以上 1,000未満	C
	800未満	D
専門 工事 事業者	1,000以上	A
	800以上 1,000未満	B
	700以上 800未満	C
	700未満	D

(資格の等級の決定)

第 10 条 契約事務取扱責任者は、前条に定めるところにより資格を審査し、等級を決定するものとする。

(資格の通知)

第 11 条 契約事務取扱責任者は、前条により資格の等級を決定したとき又は不適格としたときは、「資格審査結果通知書」(様式 3) 又は「資格審査の結果について」(様式 12) により通知するものとする。

2 建設工事申請者から建設工事申請書の内容に係る変更の届け出があった場合は、「競争参加資格審査申請書変更届」(様式 13) を提出させるものとし、契約事務取扱責任者に届け出なければならない。

3 契約事務取扱責任者は、前項による届け出があった場合は、速やかに「資格審査結果通知書」(様式 3) を作成し、通知するものとする。ただし、次の各号の一に該当する届け出の場合を除く。

- 一 代表者に係る事項
- 二 担当者に係る事項
- 三 電話番号・FAX 番号及びメールアドレス

(資格の有効期間)

第 12 条 資格の有効期間は、等級決定通知の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(一般競争等参加資格者名簿の作成)

第 13 条 契約事務取扱責任者は、第 10 条により資格の等級を決定したときは、「一般競争(指名競争)参加資格者名簿(建設工事)」(様式 4) (以下「建設工事名簿」という。)を作成するものとする。

2 契約事務取扱責任者は、前項により建設工事名簿を作成した後、第 11 条第 2 項の規定による届け出があった場合は、速やかに建設工事名簿を再作成するものとする。

(入札参加資格の指定)

第 14 条 契約事務取扱責任者は、建設工事の一般競争等の入札を行うときは、第 1 条による予定価格に対応する等級を入札参加者の資格として指定するものとする。ただし、必要がある場合において当該等級に加え、上位及び下位の等級を入札参加者の資格として指定することができるものとする。

第2章 測量・建設コンサルタント等

(一般競争等参加者の資格)

第15条 測量・建設工事コンサルタント等(以下「測量等」という。)の一般競争等に参加することができる者は、次の表の予定価格に応じて、それぞれ同表の等級に格付けされる資格を有するものとする。

業 種 区 分	予 定 価 格	等 級
測 量 建築関係建設コンサルタント 業務土木関係建設コンサル タント業務地質調査業務 補償コンサルタント業務	1,000万円以上	A
	300万円以上 1,000万円未満	B
	300万円未満	C

(一般競争等に参加することができない者)

第16条 測量等の一般競争等には、次の各号の一に該当する者は参加することができないものとする。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 営業に関し法律上資格を必要とするものについては、当該資格を有しない者

(一般競争等に参加させないことができる者)

第17条 契約事務取扱責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間、測量等の一般競争等に参加させないことができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とするものとする。

- 一 契約の履行に当たり故意に測量等を粗雑にした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- 八 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

（申請方法等の公示）

第 18 条 契約事務取扱責任者は、申請方法等について公示するものとする。

（一般競争等参加資格審査申請書等の受付）

第 19 条 契約事務取扱責任者は、前条により測量等の一般競争等の資格を得ようとする者（以下「測量等申請者」という。）からの「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（様式 5）（以下「測量等申請書」という。）については、期間を設け受付けるものとする。

2 前項に拘らず、所定の期限までに測量等申請書を提出できないとき、又は測量等の一般競争等を実施するに当たり競争参加資格者が僅少で、他に競争に参加することができると思われる者があるときは、臨時に測量等申請書を提出させることができるものとする。

（添付書類）

第 20 条 測量等申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- 一 営業所一覧表（測量等）（様式 6）
- 二 測量等実績調書
- 三 技術者経歴書
- 四 登記簿謄本（法人の場合）
- 五 登録証明書等
- 六 財務諸表類（法人の場合）
- 七 営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
- 八 納税証明書の写し

区分	様式	証明の内容
個人の場合	国税通則法施行規則 別紙第 9 号書式その 3 の 2	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書
法人の場合	国税通則法施行規則 別紙第 9 号書式その 3 の 3	「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書

納税証明書の証明年月日については、「測量等申請書」提出時以前の 3 か月以内のものとする。

（申請書等の保存期間）

第 21 条 契約事務取扱責任者は、測量等申請書及び添付書類をその資格の有効

期限まで保存しなければならない。

(等級の格付けの資格審査項目)

第22条 第15条に規定する等級に格付けされる資格の審査項目は、次の各号のとおりとする。

一 年間平均実績高

審査の申出をする年の1月1日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各営業年度における登録を受けた測量業等に係る測量等の業種区分ごとに算出した年間平均実績高（以下「年間平均実績高」という。）

二 自己資本額

審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額（法人である場合においては資本金額（出資金、加入金を含む。）に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人である場合においては、次年繰越純資本金の額をいう。以下「自己資本額」という。）

三 技術力

審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数（以下「技術力」という。）

四 営業年数

審査基準日までの営業年数（以下「営業年数」という。）

(等級の格付けの方法)

第23条 等級の格付けは、次の表1の算式により算定して得られた数値を、表2の区分に応ずる同表の等級により行うものとする。

表1

算式	$(3 \times A) + B + (5 \times C) + D$
A	年間平均実績高の点数は、その金額に応じ別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
B	自己資本額の点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（別表3において「自己資本額数値」という。）に応じ別表3の点数の欄に掲げる点数とする。
C	技術力の点数は、別表4の有資格者の欄の左側に掲げる者の数に5を、同表の有資格者の欄の右側に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表5において「合計数値」という。）に応じ別表5の点数の欄に掲げる点数とする。
D	営業年数の点数は、営業年数に応じ別表6の点数の欄に掲げる点数とする。

表2

業 種 区 分	数 値	等 級
測 量 建築関係建設コンサルタント	210以上	A
	140以上 210未満	B

業務土木関係建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	140未満	C
--	-------	---

（資格の等級の決定）

第24条 契約事務取扱責任者は、前条に定めるところにより資格を審査し、等級を決定するものとする。

（資格の通知）

第25条 契約事務取扱責任者は、前条により資格の等級を決定したとき又は不適格としたときは、「資格審査結果通知書」（様式7）又は「資格審査の結果について」（様式12）により通知するものとする。

2 測量等申請者から測量等申請書の内容に係る変更の届け出があった場合は、「競争参加資格審査申請書変更届」（様式13）を提出させるものとし、契約事務取扱責任者に届け出なければならない。

3 契約事務取扱責任者は、前項による届け出があった場合は、速やかに「資格審査結果通知書」（様式7）を作成し、通知するものとする。ただし、次の各号の一に該当する届け出の場合を除く。

- 一 代表者に係る事項
- 二 担当者に係る事項
- 三 電話番号・FAX番号及びメールアドレス

（資格の有効期間）

第26条 資格の有効期間は、等級決定通知の日から令和8年3月31日までとする。

（一般競争等参加資格者名簿の作成）

第27条 契約事務取扱責任者は、第24条により資格の等級を決定したときは、「一般競争（指名競争）参加資格者名簿（測量等）」（様式8）（以下「測量等名簿」という。）を作成するものとする。

2 契約事務取扱責任者は、前項により測量等名簿を作成した後、第25条2項の規定による届け出があった場合は、速やかに測量等名簿を再作成するものとする。

（入札参加資格の指定）

第28条 契約事務取扱責任者は、測量等の一般競争等の入札を行うときは、第15条による予定価格に対応する等級を入札参加者の資格として指定するものとする。ただし、必要がある場合において当該等級に加え、上位及び下位の等級を入札参加者の資格として指定することができるものとする。

第3章 物品の製造等

(一般競争等参加者の資格)

第29条 物品の製造等の一般競争等に参加することができる者は、次の表の物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受け（以下「物品製造等」という。）の資格の種類に従い、それぞれの予定価格の範囲に応じた等級に格付けされる資格を有するものとする。

資格の種類	予 定 価 格 の 範 囲	等 級
物 品 の 製 造	3,000万円以上	A
	2,000万円以上 3,000万円未満	B
	400万円以上 2,000万円未満	C
	400万円未満	D
物 品 の 販 売	3,000万円以上	A
	1,500万円以上 3,000万円未満	B
	300万円以上 1,500万円未満	C
	300万円未満	D
役 務 の 提 供 等	3,000万円以上	A
	1,500万円以上 3,000万円未満	B
	300万円以上 1,500万円未満	C
	300万円未満	D
物 品 の 買 受 け	1,000万円以上	A
	200万円以上 1,000万円未満	B
	200万円未満	C

(調達する物品等の種類)

第30条 資格の種類別に調達する物品等の種類は、次の各号のとおりとする。

一 物品の製造

衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、造幣・印刷事業用原材料類、造幣事業用金属工芸品類、警察用装備品類、防衛用装備品類、その他

二 物品の販売

衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石

製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、造幣・印刷事業用原材料類、造幣事業用金属工芸品類、警察用装備品類、防衛用装備品類、その他

三 役務の提供等

広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、防衛用装備品類の整備、その他

四 物品の買受け

立木竹、その他

(一般競争等に参加することができない者)

第31条 物品製造等の一般競争等には、次の各号の一に該当する者は参加することができないものとする。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者

(一般競争等に参加させないことができる者)

第32条 契約事務取扱責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間、物品の製造等の一般競争等に参加させないことができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とするものとする。

- 一 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- 八 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(申請方法等の公示)

第33条 契約事務取扱責任者は、申請方法等について公示するものとする。

（一般競争等参加資格審査申請書の受付）

第 3 4 条 契約事務取扱責任者は、前条により物品製造等の一般競争等の資格を得ようとする者（以下「物品製造等申請者」という。）からの「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」（様式 9）（以下「物品製造等申請書」という。）については、期間を設け受付けるものとする。

2 前項に拘らず、物品製造等の一般競争等を実施するに当たり競争参加資格者が僅小で、他に競争に参加することができると見込まれる者があるときは、臨時に物品製造等申請書を提出させることができるものとする。

（添付書類）

第 3 5 条 物品製造等申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- 一 登記簿謄本（法人の場合）
- 二 営業経歴書
- 三 財務諸表類（法人の場合）
- 四 営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
- 五 納税証明書の写し

区分	様式	証明の内容
個人の場合	国税通則法施行規則 別紙第 9 号書式その 3 の 2	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書
法人の場合	国税通則法施行規則 別紙第 9 号書式その 3 の 3	「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書

納税証明書の証明年月日については、「物品製造等申請書」提出時以前の 3 か月以内のものとする。

（申請書等の保存期間）

第 3 6 条 契約事務取扱責任者は、物品製造等申請書及び添付書類をその資格の有効期限まで保存しなければならない。

（等級の格付けの資格審査項目）

第 3 7 条 第 2 9 条に規定する等級に格付けされる資格の審査項目は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けについては第二号のイは適用しないものとする。

- 一 年間平均（生産・販売）高

審査の申出をする年の１月１日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各営業年度における年間平均実績高（以下「年間平均（生産・販売）高」という。）

二 経営規模

ア 自己資本額

審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人である場合においては資本金額（出資金、加入金を含む。）に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人である場合においては、次年度繰越純資本金の額をいう。以下「自己資本額」という。）

イ 機械設備等の額

直前決算における機械装置、車両運搬具及び工具その他の価格の合計額（以下「機械設備等の額」という。）

三 流動比率

直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。以下「流動比率」という。）

四 営業年数

審査基準日までの営業年数（以下「営業年数」という。）

（等級の格付けの方法）

第３８条 等級の格付けは、別表７に掲げるそれぞれの項目ごとに、段階区分に従いあてはめた付与数値の合計の数値を、次の表に掲げる資格の種類ごとに付与数値の合計の範囲に応じる等級により行うものとする。

資格の種類	付与数値合計の範囲		等級
物品の製造	９０点以上		A
	８０点以上	９０点未満	B
	５５点以上	８０点未満	C
	５５点未満		D
物品の販売	９０点以上		A
	８０点以上	９０点未満	B
	５５点以上	８０点未満	C
	５５点未満		D
役務の提供等	９０点以上		A
	８０点以上	９０点未満	B
	５５点以上	８０点未満	C
	５５点未満		D
物品の買受け	７０点以上		A
	５０点以上	７０点未満	B
	５０点未満		C

（資格の等級の決定）

第３９条 契約事務取扱責任者は、前条に定めるところにより、資格を審査し、等級を決定するものとする。

(資格の通知)

第40条 契約事務取扱責任者は、前条により資格の等級を決定したとき又は不適格としたときは、「資格審査結果通知書」(様式10)又は「資格審査の結果について」(様式12)により通知するものとする。

2 物品製造等申請者から物品製造等申請書の内容に係る変更の届け出があった場合は、「競争参加資格審査申請書変更届」(様式13)を提出させるものとし、契約事務取扱責任者に届け出なければならない。

3 契約事務取扱責任者は、前項による届け出があった場合は、速やかに「資格審査結果通知書」(様式10)を作成し、通知するものとする。ただし、次の各号の一に該当する届け出の場合を除く。

- 一 代表者に係る事項
- 二 担当者に係る事項
- 三 電話番号・FAX番号及びメールアドレス

(資格の有効期間)

第41条 資格の有効期間は、等級決定通知の日から令和8年3月31日までとする。

(一般競争等参加資格者名簿の作成)

第42条 契約事務取扱責任者は、第39条により資格の等級を決定したときは、「一般競争(指名競争)参加資格者名簿(物品製造等)」(様式11)(以下「物品製造等名簿」という。)を作成するものとする。

2 契約事務取扱責任者は、前項により物品製造等名簿を作成した後、第40条第2項の規定による届け出があった場合は、速やかに名簿を再作成するものとする。

(入札参加資格の指定)

第43条 契約事務取扱責任者は、物品製造等の一般競争等の入札を行うときは、第29条による予定価格に対応する等級を入札参加者の資格として指定するものとする。ただし、必要がある場合においては、当該等級に加え、物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあつては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」を、B等級の場合は上位及び下位の「A、C」を、C等級の場合は上位及び下位の「B、D」を、D等級の場合は二級上位の「B、C」を、物品の買受けにあつては、上位又は下位のいずれか一方の等級を入札参加者の資格として指定することができるものとする。

別表 1

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 2 項の別表による

工 事	工 事 業
土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
ほ装工事	ほ装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

別表 2

年 間 平 均 実 績 高	点 数
2 0 億 円 以 上	3 0
1 0 億 円 以 上 2 0 億 円 未 満	2 5
5 億 円 以 上 1 0 億 円 未 満	2 0
1 億 円 以 上 5 億 円 未 満	1 5
1 億 円 未 満	1 0

別表 3

自 己 資 本 額 数 値	点 数
1 0 以 上	3 0
5 以 上 1 0 未 満	2 0
5 未 満	1 0

別表 4

業種区分	有	資	格	者
測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の登録を受けている者		測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。）	
建築関係 建設コン サルタン ト業務	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士の免許を受けた者及び同法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和 60 年建設省告示第 1526 号）による建築設備資格者の登録を受けている者		建築士法による 2 級建築士の免許を受けた者（1 級建築士の免許を受けた者を除く。）及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者	
土木関係 建設コン サルタン ト業務	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。）、電気・電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、林業部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者		建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成 4 年法律第 51 号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第 1 種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による第 1 種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタンツ協会の行う R C C M 資格試験に合格し、登録を受けている者	

地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表 5

合 計 数 値	点 数
1 1 0 ～	3 0
6 5 ～ 1 0 9	2 5
4 0 ～ 6 4	2 0
1 5 ～ 3 9	1 5
～ 1 4	1 0

別表 6

営 業 年 数	点 数
3 5 年以上	3 0
2 5 年以上 3 5 年未満	2 5
1 5 年以上 2 5 年未満	2 0

5 年以上 1 5 年未満	1 5
5 年未満	1 0

別表 7

項 目	段 階 区 分	付 与 数 値	
		製造	製造以外
年間平均 (生産・販売) 高	200億円以上	60	65
	100億円以上 200億円未満	55	60
	50億円以上 100億円未満	50	55
	25億円以上 50億円未満	45	50
	10億円以上 25億円未満	40	45
	5億円以上 10億円未満	35	40
	2.5億円以上 5億円未満	30	35
	1億円以上 2.5億円未満	25	30
	5,000万円以上 1億円未満	20	25
	2,500万円以上 5,000万円未満	15	20
	2,500万円未満	10	15
自己資本額	10億円以上	10	15
	1億円以上 10億円未満	8	12
	1,000万円以上 1億円未満	6	9
	100万円以上 1,000万円未満	4	6
	100万円未満	2	3
流動比率	140%以上	10	10
	120%以上 140%未満	8	8
	100%以上 120%未満	6	6
	100%未満	4	4
営業年数	20年以上	5	10
	10年以上 20年未満	4	8
	10年未満	3	6
機械設備等の額	10億円以上	15	
	1億円以上 10億円未満	12	
	5,000万円以上 1億円未満	9	
	1,000万円以上 5,000万円未満	6	
	1,000万円未満	3	

合計（最高点）		100	100
---------	--	-----	-----